

資料 2

外国人住民に係る 印鑑登録証明事務の 取扱いについて

外国人住民に係る印鑑登録証明事務の取扱いについて

現行制度の概要

- 趣旨
 - ①実印と印鑑登録証を所持する者は本人であるとする人格の同一性を確認する手段
 - ②実印の押捺された（当該実印の印影を有する）文書に印鑑登録証明書（当該実印の印影として市町村に登録されたものであることを証する書類）を添付することによって、その文書が真正に成立していることを担保する手段
- 利用目的
不動産の登記、自動車の登録、公正証書の作成といった業務において、法令の規定に基づき提出が義務づけ
- 印鑑登録証明制度の根拠
各市町村の条例・規則・要綱
- 登録資格（印鑑の登録を受けることができる者）
 - ①住民基本台帳法に基づき、当該市町村の住民基本台帳に記録されている者
 - ②外国人登録法に基づき、当該市町村の外国人登録原票に登録されている者
- 登録事項
印影、登録番号、登録年月日、氏名、生年月日、男女の別、住所
- 印鑑登録証明書の記載事項
印影の写し、氏名、生年月日、男女の別、住所
(「印鑑登録証明事務処理要領」「印鑑の登録および証明制度の合理化に関する報告」を基に作成)

現行制度における外国人の取扱いについて

- 市町村において外国人登録原票に登録されている外国人は、印鑑登録証明事務の対象となっている。
- 通称名及び併記名は外国人登録の法定登録事項ではないが、「外国人登録原票に記載されている氏名」と解し、印鑑登録を認めている。
- 漢字圏の外国人について、外国人登録の氏名欄に記載された簡体字等による印鑑登録を認めている。

外国人住民に係る印鑑登録証明事務の取扱いについて

登録資格に係る基本的考え方について

- 印鑑登録証明を行うためには、住民の現況を正確に把握していなければならないため、制度移行後は、住民票が作成される外国人については印鑑登録が可能であるもの。(不法滞在者、短期滞在者について、新規の印鑑登録や新規の印鑑登録証明書発行(※)を行うことは、これらの者の住居の現況が分からないことからできないもの)。

※ 印鑑登録を抹消し、その旨を本人に通知することとする。

(参考: 現行事務処理要領)

第5 印鑑の登録の廃止等に関する事項

3 印鑑登録のまつ消

- (1) 市町村長は、当該市町村において印鑑の登録を受けている者が転出し、死亡し、又は氏名、氏若しくは名を変更した(登録されている印影を変更する必要のない場合を除く。)ことその他その者に係る印鑑の登録をまつ消すべき事由が生じたことを知ったときは、職権で当該印鑑の登録をまつ消するものとする。

この場合において、転出又は死亡を除く事由による登録のまつ消については、印鑑の登録を受けている者にこのことを通知するものとする。

通称名による印鑑登録の取扱いについて(案)

- 通称名は住民票の氏名欄に括弧書きする取扱いを予定していることから、「住民基本台帳に登録されている氏名」に該当し、印鑑登録を行うことを認める。

<制度移行時>

- 外国人登録において通称名が登録されていれば、仮住民票の氏名欄に括弧書きして引き継ぐことを予定していることから、通称名により印鑑登録を行っている場合には、「住民基本台帳に登録されている氏名」に該当し、引き続き印鑑登録を行うことを認める。

外国人住民に係る印鑑登録証明事務の取扱いについて

カタカナ表記による印鑑登録の取扱いについて(案)

- 英字圏の外国人についてアルファベット氏名に対応するカタカナを住民票の備考欄に記載できる取扱いを予定していることから、当該備考の記載によって、印鑑登録を認める。

<制度移行時>

- 外国人登録においてカタカナ併記名が登録されていれば、仮住民票の備考欄に記載して引き継ぐことを予定していることから、カタカナ併記名で印鑑登録を行っている場合には、当該備考欄の記載によって、引き続き印鑑登録を認める。

※ 漢字氏名に対応するアルファベット併記名で印鑑登録している場合
アルファベット併記名は、制度移行に当たって、住民票上の氏名として記載することを予定していることから、アルファベット併記名により印鑑登録を行っている場合には、「住民基本台帳に登録されている氏名」に該当し、引き続き印鑑登録を行うことができる。

簡体字等による印鑑登録の取扱いについて(案)

- 住民票における文字(正字)と同一の文字を表している限り、簡体字等による印鑑での登録を認める。
→印鑑登録原票の氏名欄「正字」:登録印鑑「正字又は簡体字等」があり得る。
- 印鑑登録を認める文字の範囲については、在留カード等の変換ルールを参考に、判断することが適当である。

<制度移行時>

- 簡体字等で印鑑登録を行っている場合には、印鑑登録原票における氏名を「住民票に記載される正字」に修正した上で、簡体字等による印鑑での登録を引き続き認める。
→印鑑登録原票の氏名欄「正字」:登録印鑑「簡体字等」となる。